

平成29年度総務省調達改善計画

平成29年3月31日
総務省

I. 調達改善計画の目的

総務省では、これまでも例年適切な予算の確保に努めるとともに行政効率化の観点に立った調達に努めてきたところであるが、平成29年度調達改善計画については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ）を踏まえて、※PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むとともに行政改革推進会議がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達改善を推進するものである。

※P（プラン：調達改善計画）、D（ドゥ：調達改善計画項目への取組）、C（チェック：調達改善計画の進捗状況、評価又は課題等）、A（アクション：調達改善計画の取組後の見直し・公表）

II. 調達の現状分析

調達の改善をより効果的に行うためには、全体に占める調達金額の比重が高い分野などコスト削減や事務効率化の効果が高いと考えられる分野に重点を置いて取り組むことが重要である。そのため、省全体の調達データにより現状を分析し、課題の洗い出しを行う。

分析結果により、総務本省会計課（以下、「総務本省」と言う。）及び総務本省以外の契約担当部局（以下、「地方支分部局等」と言う。）の取組を策定することとする。

1. 競争性の観点からみた契約の状況

総務省の平成27年度の契約件数は1,749件、約762億円のうち一般競争契約は933件、約503億円、企画競争は390件、約165億円、公募は251件、約24億円である。

一方、競争性のない随意契約は169件、約70億円であり、全体に対する件数では約10%、金額では約9%である。【表1-1参照】

財務省「契約に関する統計」から集計された平成27年度における政府全体における競争性のない随意契約の状況では、件数ベースで17%、金額ベースで29%となっており、当省は、件数ベースで7%、金額ベースで20%低くなっている。

また、平成25年度から平成27年度の件数ベースの割合の推移では、競争性のない随意契約は、ほぼ横ばいの状況であり、3カ年平均で、9%となっている。【表1-2参照】

競争性のない随意契約の実施については、引き続き、随意契約の要件に合致しているか厳正な審査を実施する必要がある。

【表 1 - 1】平成27年度総務省における調達契約の種別 (単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	933	53%	503	66%
	企画競争による随意契約	390	22%	165	22%
	公募による随意契約	251	14%	24	3%
	不落・不調による随意契約	6	0%	0	0%
	小計	1,580	90%	692	91%
競争性のない随意契約		169	10%	70	9%
合計		1,749	100%	762	100%

(注1) 平成27年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

【表 1 - 2】契約件数ベースでの割合 (過去3カ年)

契約方式\年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	3年間の平均
競争性のある契約	93%	91%	90%	91%
競争性のない契約	7%	9%	10%	9%

2. 一者応札の状況及び調達経費からみた支出の構造

国の契約に占める一般競争入札における一者応札の占める比率状況について過去3カ年をみると、平成25年度は12%、平成26年度は14%、平成27年度は19%と近年は増加傾向となっている。【表 2 - 1 参照】 【表 2 - 2 参照】

【表 2 - 1】国の契約に占める一般競争入札における一者応札の割合 (件数ベース)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	3年平均
12%	14%	19%	15%

【表 2 - 2】平成27年度総務省における調達契約の応札状況 (単位：件、億円)

契約方式 ＼ 応札者数の別	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	340	226	593	277	933	503
割合	36%	45%	64%	55%	100%	100%
企画競争による 随意契約	188	67	202	98	390	165
割合	48%	40%	52%	60%	100%	100%
公募による 随意契約	96	11	155	12	251	24
割合	38%	48%	62%	52%	100%	100%

(注1) 平成27年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

内閣官房「平成28年度上半期末調達改善の取組に関する点検結果」から集計された政府全体における一者応札の状況では、件数ベースで平成25年度は16%、平成26年度は17%、平成27年度は17%となっており、当省は、ほぼ同程度となっている。

また、調達の経費別に契約金額の構造をみると、総務省では平成27年度に1,749件、約762億円の調達を行っているが、このうち研究開発等委託経費が517件、約219億円であり、件数で約30%、金額で約29%を占める。次に調査・調査研究請負経費が275件、約79億円であり、件数で約16%、金額で約10%を占める。その他として情報システム経費が185件、約149億円となっている。【表3-1参照】

さらに、平成27年度の一者応札340件の経費別の内訳は、調査研究請負経費が127件(37%)と約4割を占めている。次に情報システム経費が74件(22%)、その他業務請負経費が52件(15%)等となっている。【表3-2参照】

一者応札の縮減については、引き続き、取組を行う必要があり、特に調査・調査研究経費、情報システム経費についての重点的な取組が必要である。

【表3-1】平成27年度総務省における調達経費の内訳 (単位：件、億円)

経費\契約状況	本省		地方支分部局等		総務省全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
調査・調査研究請負経費	230	72	45	7	275	79
割合	21%	13%	7%	3%	16%	10%
情報システム経費	128	116	57	33	185	149
割合	12%	21%	9%	16%	11%	20%
研究開発等委託経費	458	214	59	5	517	219
割合	42%	39%	9%	2%	30%	29%
庁舎管理請負経費	33	13	54	5	87	17
割合	3%	2%	8%	2%	5%	2%
(簡易) 工事請負経費	7	0	26	3	33	4
割合	1%	0%	4%	2%	2%	1%
印刷製造請負経費	12	0	40	28	52	28
割合	1%	0%	6%	13%	3%	4%
広報請負経費	12	4	29	14	41	18
割合	1%	1%	4%	7%	2%	2%
イベント等運営請負経費	44	5	20	2	64	7
割合	4%	1%	3%	1%	4%	1%
その他業務請負経費	92	22	174	61	266	83
割合	8%	4%	26%	29%	15%	11%
物品購入経費	45	12	81	50	126	62

	割合	4%	2%	12%	24%	7%	8%
物品等借入経費		23	92	80	3	103	96
	割合	2%	17%	12%	2%	6%	13%
合計		1,084	551	665	211	1,749	762

(注1) 平成27年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

【表3-2】平成27年度調達経費の1者割合内訳（単位：件）

経費\契約状況	契約件数	割合
調査・調査研究請負経費	127	37%
情報システム経費	74	22%
研究開発等委託経費	2	1%
庁舎管理請負経費	21	6%
（簡易）工事請負経費	11	3%
印刷製造請負経費	4	1%
広報請負経費	3	1%
イベント等運営請負経費	14	4%
その他業務請負経費	52	15%
物品購入経費	22	6%
物品等借入経費	10	3%
合 計	340	100%

(注1) 平成27年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

3. 少額随意契約の状況

いわゆる少額随意契約について、平成27年度においては、総務省全体で9,466件、金額は約17.0億円（1件平均約17万円）であった。

また、平成28年度上半期においては、総務省全体で4,971件、金額は約8.9億円（1件平均約18万円）であった。

また、少額随意契約において、契約金額低廉化等に資するためオープンカウンター方式の積極的活用が求められているところであるが、オープンカウンター方式（ホームページにおいて受注の参加を希望する者を広く募集し見積書を徴取して、最低価格かつ予定価格の範囲内の者を受注者と決定する方式を言う。）を活用している契約担当部局は、平成28年度上半期において、7契約担当部局あり、31件、金額は約14,215千円であった。

業者への見積依頼の必要がなくなったこと等により事務効率化が図られるとともに、調達金額の低廉化が図られている。

オープンカウンター方式の採用については、更なる拡大を行うことで事務効率化及び経費節減が図れると考えられ、引き続き取組を行う必要がある。

Ⅲ. 重点的な取組について

当省として重点的に推進する取組として以下のとおり実施する（詳細は別紙1のとおり）。

1. 一者応札改善のための取組（総務本省及び地方支分部局等の取組）

一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。

(1) 全ての調達改善取組（総務本省及び地方支分部局等の取組）

調査・調査研究請負経費及び情報システム経費を含む全ての調達について、改善の取組を実施する。

入札の結果が1者応札であったもので、応札しなかった者に対してアンケート調査を実施し、アンケートの回答で準備期間や事業実施期間が短いなどのコメントが記述されている場合は、その結果を踏まえた改善を図る等、別紙1の取組を実施する。なお、本取組については、前年度まで総務本省のみの取組としてきたところであるが、本年度計画において地方支分部局等を含めた取組（地方支分部局等の取組については、別紙1中の①から③及び⑦の取組に限定）として拡大するものである。

(2) 調査・調査研究経費に係る調達（総務本省の取組）

上記Ⅰ.2で記載のとおり、調査・調査研究経費が127件（37%）と約4割を占めているため、重点的に以下の取組を実施する（詳細は別紙1のとおり）。

一者応札について、上記Ⅰ.2のとおり増加している。これは、下表のとおり長期の請負期間が必要な調査・調査研究は、早期に契約を行い十分な請負期間を確保する必要があるが、年度の後半の契約が相当数あることも要因の一つであると考えられる。

また、入札後に応札しなかった事業者へのアンケート調査においては、請負期間が短い旨の回答をしているものが見受けられる。

調査・調査研究経費については、年度後半に多くなる傾向がみられることにより、事業の請負期間が短期になれば参入する事業者数も限定される可能性が高くなることから、調達要求部局の調達伺いから契約担当部局における契約事務全体について適切に執行した上で、より多くの事業者が参加可能な請負期間が確保されるよう努める必要がある。

【総務本省における調査・調査研究経費の一般競争入札一者応札状況】

(単位:件)

年度\月別	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	合計
平成25年度	11	17	25	39	98
平成26年度	16	28	26	27	97
平成27年度	27	30	30	22	109

※調査研究のほとんどが3月の納入期限となっている。

【総務本省における調査・調査研究経費の契約時期別の状況】

(単位:件)

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	合計
平成25年度	29	58	47	69	203
平成26年度	40	64	61	63	※ 228
平成27年度	55	64	60	45	224

※不落による随意契約2件を含む。

よって、調査・調査研究経費の調達については、一般競争入札、企画競争等の競争性のある契約の実施に際しては、複数の者が入札に参加できるように執行時期等について十分に配慮するなど一般競争入札等の競争性の機能が十分に発揮できるように対策をとることに努め、効率的な調達ができるようにすることとする。

また、過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように調査対象内容、手段、手法、研究会の開催回数などを明確に記載し複数の者が積算可能な仕様とする。

その他、別紙1の取組を重点的に実施する。

(3) 情報システム経費に係る調達（総務本省の取組）

次に、上記I.2で記載のとおり、情報システム経費が74件（22%）となっていることから、重点的に改善の取組を実施する。

情報システムに係る調達については、仕様書の作成や予定価格の積算等に関して契約担当者及び調達要求部局担当者の知見だけでは限界があることから、予定価格が80万SDR以上と見込まれる調達案件について外部専門家であるCIO補佐官の活用を徹底する等の取組を実施する（詳細は別紙1のとおり。）。

2. 随意契約の見直し（総務本省の取組）

競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか引き続き精査を行う。また、企画競争や公募については、一般競争入札と比して、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について十分な検討を行う（詳細は別紙1のとおり。）。

IV. 共通的な取組について

各府省庁が共通して重点的に取り組みを実施する「共通的な取組」として、以下のとおり

実施する。

1. 一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化（総務本省の取組）

一者応札改善のための取組については、上記Ⅲ. 1. により取組を実施するが、加えて事前審査・事後審査の実施・強化について、取組を実施する（詳細は別紙1のとおり。）。

2. 地方支分部局等における取組の推進（地方支分部局等の取組）

全省的な調達改善をさらに推進するため、別紙1中の（1）、（2）及び（3）について、地方支分部局等の取組とする（詳細は別紙1のとおり。）。

なお、下記「3. 電力調達、ガス調達の改善」を除く他の取組項目については地方支分部局等の目標としては設けないが、各取組項目内容に準じて積極的に実施するものとする。

（1）共同調達の更なる推進

汎用的な物品・役務の調達においては、スケールメリットの活用や事務の効率化を図る観点から、複数省庁による共同調達・一括調達の推進を従来から図っているところであり、更なる推進を図るため、共同調達によるメリット・デメリットを検討の上で、取組を実施する（詳細は別紙1のとおり。）。

（2）オープンカウンター方式の活用

会計法令において少額の調達については、複数者から見積書を徴取して、最低価格かつ予定価格の範囲内の者を受注者と決定することとされているが、オープンカウンター方式（ホームページ及び掲示板において受注の参加を希望する者を広く募集し見積書を徴取して、最低価格かつ予定価格の範囲内の者を受注者と決定する方式を言う。）を活用することにより、事務の効率化並びに一層の透明性、公平性及び競争性の確保を図ることとする。

少額随意契約の事務手続については、各地方支分部局等で事情が異なることから、活用によるメリット・デメリットを検討の上で実施することとし、特に少額な調達が多数を占める地方支分部局において、オープンカウンター方式の積極的な活用を図ることとする（詳細は別紙1のとおり。）。

（3）一者応札改善のための取組（再掲）

上記記載のⅢ. 1. （1）のとおり取り組みを実施する。

3. 電力調達・ガス調達の改善（総務本省及び地方支分部局等の取組）

平成28年4月からの電力小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力調達においても複数会社が供給し得る環境となっていること、平成29年4月からのガス小売全面自由化により、小規模庁舎に係るガス調達においても複数会社が供給し得る環境となることも踏まえ、電力調達・ガス調達について、取組を実施する（詳細は別紙1のとおり。）。

V. その他の取組について

当省として、従来から取り組んでいる取組について、引き続き、以下のとおり実施する（詳細は別紙2のとおり。）。

1. 共同調達（総務本省の取組）

物品等購入関係については、特に汎用的な物品である備品・消耗品、同じく汎用的な役務である雑役務について、他省庁との共同調達について、引き続き推進する（詳細は別紙2のとおり。）。

【総務本省における共同調達の実績】

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25・26年度	平成27・28年度
共同調達物品		事務用品、色紙類、清掃用消耗品、OA消耗品（4品目）	22年度の4品目に速記請負を追加（5品目）	23年度の5品目に、クリーニング請負を追加（6品目）	24年度の6品目に災害配備用品、蛍光灯及びトイレトーパーを追加（9品目）	26年度9品目にガソリン、宅配便運送を追加（11品目）
共同調達連携先		経済産業省、財務省	国土交通省、警察庁	国土交通省、警察庁	国土交通省、警察庁	国土交通省、警察庁
調 達 回 数	色紙類	11回	6回	6回	6回	6回
	清掃用消耗品	11回	6回	6回	6回	6回
	OA消耗品	11回	6回	6回	6回	6回
	災害備蓄用品	—	—	—	2回	2回
	蛍光灯	—	—	—	4回	4回
	トイレトーパー	—	—	—	4回	4回

2. その他（総務本省の取組）

また、上記以外の取組については、別紙2のとおり実施する。

VI. 自己評価の実施方法について

実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等については、上半期（平成29年4～9月）終了後及び年度終了後、速やかに調達改善計画の実施状況について自己評価を行うとともにその結果をホームページ等により公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映する。

なお、自己評価結果等については、併せて内閣官房行政改革推進本部へ報告を行う。

VII. 推進体制について

1. 推進体制の整備

官房長を統括責任者とする調達改善推進検討会（以下「検討会」という。）を設置し、計画の策定、自己評価を実施する。なお、検討会の構成は以下のとおりとする。

統括責任者：官房長

副統括責任者：官房会計課長

メンバー：会計課職員の中で調達改善に関係する職員とするが、検討会が必要と認めるときは、上記以外の者を参画させることができる。

なお、検討会のとりまとめに係る事務は、契約調達専門官が担当する。

2. 外部有識者の活用

調達に関する問題点の抽出、計画に係る取組に関する監視、指導、助言等の観点から、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求めるものとする。

3. 調達事務の流れ

別紙3のとおり。

VIII. その他

計画に関する指針の改定が行われた場合や進捗状況等を踏まえ計画を修正することが適切であると判断される場合には、必要に応じて計画について所要の見直しを行うものとする。

平成29年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		Ⅲ. 1. 一者応札改善のための取組						
		一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。	下記①から⑦の取組を行う。	引き続き、競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。 なお、本取組については、前年度まで総務本省のみの取組としてきたところであるが、本年度計画において地方支分部局等を含めた取組(地方支分部局等の取組については、左欄中の①から③及び⑦の取組に限定)として拡大するものである。			一者応札率が過去3カ年を下回ることを目標とし、経費削減を図る。 ※平成28年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考値:平成25年度から平成27年度平均率15%)。	
		(1) 全ての調達の改善取組(総務本省及び地方支分部局等の取組)	① 公告期間等の改善(総務本省及び地方支分部局等) ・公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,600万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。 また、上記以外の案件については、可能な限り公告期間は10日間を超えた期間を確保するよう努める。 ・調達予定案件の情報提供の充実 調達予定案件を毎年度各契約担当部局においてホームページで公表する。		A	H24	前年度の上半期契約締結率(68%)を上回ることを目標とする。	年度末
			② 電子調達システムによる調達の推進(総務本省及び地方支分部局等) 遠隔地においても入札参加を可能とする等のため、電子調達システムを利用することを原則とし、公告内容を登録することにより応札希望者がインターネットから閲覧し、また電子入札を可能とし入札者の拡大を図る。			H24	前年度の電子応札者率を上回ることを目標とする。 ※平成28年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考:平成27年度 38%)。	年度末
			③ 仕様内容の充実(総務本省及び地方支分部局等) ・複数の者が入札に参加できるよう調達期間について十分に配慮することとし、調達要求部局から年間の執行計画を提出させ、契約担当部局において適切に進捗管理を行う。 ・過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、仕様書を記載し複数の者が参加可能な仕様とする。 ・役務調達等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。 ・入札要件について、真に調達に必要な要件であるか検討を行う。			H24	全ての調達について、③から⑥の要件を満たすよう取組を行う。 特に「④ 仕様書中立性の確認」の取組において、調達要求時における複数者からの見積書添付の徹底を図り、更なる仕様内容の中立性の確保に努める。	年度末
		④ 仕様書中立性の確認(総務本省) 前年度までの取組を踏まえ、更なる仕様内容の中立性の確保のため、官房会計課合議文書に、複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行う。				H29		
		⑤ 契約額の適正化及び低廉化(総務本省) 前年度までの取組を踏まえ、更なる経費節減及び適正な予定価格算定のため、上記④の見積書、さらに調達要求部局での経費算出調書の添付を義務付け、予定価格算出の資料として活用し契約金額の適正化及び低廉化を図る。				H29		
		⑥ 一者応札の検証(総務本省) 類似の案件で前年度に一者応札の案件について、原因を点検することにより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった者に対して、アンケート調査を実施し入札に参加しなかった理由を把握し、次回の調達時に改善を図る。				H24		

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難難度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
			⑦企画競争の適正化(総務本省及び地方支分部局等) 前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、平成28年度に定めた会計課が定めた選定基準に基づき、採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、又、特定の者が有利にならないよう取組を行う。			H29	前年度の一者応募率を下回ることを目標とする。 ※平成28年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考:平成27年度 48%)。	年度末
		(2) 調査・調査研究経費に係る調達(総務本省の取組)	①複数の者が入札に参加できるように請負期間について十分に配慮することとし、調達要求部局から年間の執行計画を提出させ、契約担当部局において適切に進捗管理を行う。 ②過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように、調査対象内容、手段、手法及び研究会開催回数などを詳細かつ明確に記載し、複数の者が積算可能な仕様とする。 ③仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については原則、総合評価落札方式を採用する。 ④総合評価落札方式において、前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、平成28年度に定めた会計課が定めた選定基準に基づき、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう取組を行う。	調査・調査研究経費が平成27年度調達の約4割を占めているため。	A	H24	発注時期、請負期間の改善のため、契約総件数に占める上半期の契約件数の比率(53%)が前年度を上回るよう取組を行う。	年度末
						H24	全ての調達について、要件を満たすよう取組を行う。	年度末
						H24	選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保に努めることとし、全ての調達が会計課が定めた選定基準等を満たすよう取組を行う。	年度末
						H29		
		(3) 情報システム経費に係る調達(総務本省の取組)	①予定価格が80万SDR以上と見込まれる調達案件は、CIO補佐官との相談を実施し、相談結果について調達決裁にその評価内容書等を添付することを徹底する。 ②情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。 ③仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については原則、総合評価落札方式を採用する。	情報システム経費が平成27年度調達の約2割を占めているため。	A	H24	全ての調達について、①から③の要件を満たすよう取組を行う。 特に②の仕様内容の充実の徹底を図り、更なる仕様内容の中立性の確保に努める。	年度末
						H24		
						H24		
○		Ⅲ. 2. 随意契約の見直し(総務本省の取組)						
		競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか引き続き精査を行う。また、企画競争や公募については、一般競争入札と比して、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について十分な検討を行う。	下記①から②の取組を行う。	引き続き、調達の透明性確保のため、競争性のある契約への移行等について、精査を行う必要があるため。	A	H24	前年度の競争性のない契約率を下回ることを目標とし、経費削減を図る。 ※平成28年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考:平成27年度 10%)。	
			①競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか検討を行う。			H24	前年度の競争性のない契約件数割合を下回ることを目標とする。 ※平成28年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考:平成27年度 10%)。	年度末
			②企画競争や公募については、一般競争入札と比して、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について検討を行う。			H24	契約総件数に占める企画競争の比率が前年度を下回ることを目標とする。 ※平成28年度率は未集計のため、目標率は未確定(参考:平成27年度 22%)。	年度末

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標				
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期			
	○	IV. 1. 一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化(総務本省の取組)									
		一者応札改善のための取組については、上記Ⅲ. 1. により取組を実施するが、加えて事前審査・事後審査の実施・強化について、取組を実施する。	①事前審査 全ての調達について、官房会計課に合議して、上記Ⅲ. 1. の全ての取組内容が適正に行われているかチェックを徹底し、事前審査を行う。		A	H29	一者応札率が過去3力年を下回ることを目標とし、経費削減を図る。 ※平成28年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考値:平成25年度から平成27年度平均率15%)。	年度末			
			②事後審査 ア結果として一者応札となった調達について、官房会計課において、原因究明を行う。 イ一者応札となった調達について、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求める。 ウ上記ア及びイに基づいて改善策を取りまとめの上、契約担当部局及び調達要求部局あて通知し次回の調達の際の参考とするよう要請を行う。					平成29年10月まで			
	○	IV. 2. 地方支分部局等における取組の推進(地方支分部局等の取組)									
		(1) 共同調達の更なる推進 汎用的な物品・役務の調達において、更なる推進を図るため、共同調達によるメリット・デメリットを検討の上で、取組を実施する。	① 更なる品目の追加の検討を行う。 ② 更なる共同調達を行う官署を追加する。		B	H24	前年度の調達品目数(266品目)を上回ることを目標とし、経費削減及び事務効率化を図る。	年度末			
		(2) オープンカウンター方式の活用 オープンカウンター方式(ホームページ等において受注の参加を希望する者を広く募集し見積書を徴取して、最低価格かつ予定価格の範囲内の者を受注者と決定する方式を言う。)を活用することにより、事務の効率化並びに一層の透明性、公平性及び競争性の確保を図る。	①既に活用している契約担当部局は、改善の検討を行う。 ②未活用の契約担当部局は、活用の検討を積極的に行う。					A	H28	前年度の採用官署数及び調達件数を上回ることを目標とし、経費削減及び事務効率化を図る。 ※平成28年度の数値は未集計のため、目標値は未確定(参考:平成27年度 7官署、51件)。	年度末
		(3) 一者応札改善のための取組(再掲 上記記載のⅢ. 1. (1))	上記記載のⅢ. 1. (1)のとおり取り組みを実施					A	H29	一者応札率が過去3力年を下回ることを目標とし、経費削減を図る。 ※平成28年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考値:平成25年度から平成27年度の平均率 15%)。	年度末
	○	IV. 3. 電力調達・ガス調達の改善(総務本省及び地方支分部局等の取組)									
		平成28年4月からの電力小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力調達においても複数会社が供給し得る環境となっていること等を踏まえ、電力調達・ガス調達について、取組を実施する。	①調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気・ガス事業者に対して、声かけを積極的に行う。 ②公告期間を20日以上とすることを徹底する。 ③近隣の庁舎との共同調達の検討を行う。		A	H29	前回調達の契約金額を下回ることを目標とし経費削減を図る。	年度末			

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

- ・A+: 効果的な取組
- ・A : 発展的な取組
- ・B : 標準的な取組

平成29年3月31日

総務省

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
1. 共同調達(総務本省の取組) ① 共同調達の更なる推進を図る。 ② 調達の回数を減らすことにより事務効率化を図る。	継続
2. その他(総務本省の取組)	
① 旅費業務の効率化 ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。	継続
② 国庫債務負担行為の活用 複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。	継続
③ 会計事務職員の スキルアップの取組 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。	継続
④ クレジットカード決済による調達の推進 ・クレジットカード決済による調達を実施する。	継続

「調達の流れ」イメージ（一般競争契約）

